「

	小郡	山口
山口ジャンクション	5.3	7.4

」を「

	小郡	湯田ＰＡスマート
山口ジャンクション	5.3	1.4

」に改める。

四国縦貫自動車道のうち、

「

	内子五十崎
伊予	24.0

」を「

		内子五十崎
	中山スマート	—
伊予	7.8	24.0

」に改める。

九州縦貫自動車道鹿児島線のうち、

「

	えびの
人吉	22.3

」を「

		えびの
	人吉球磨スマート	18.5
人吉	3.8	22.3

」に改める。

九州横断自動車道長崎大分線のうち、「速見ジャンクション」を「日出ジャンクション」に改める。

東九州自動車道のうち、「行橋ＰＡスマート」を「今川スマート」、「上毛ＰＡスマート」を「上毛スマート」、「中津三光」を「中津」に改める。

沖縄自動車道のうち、

「

	西原ジャンクション
西原	3.2

」を「

		西原ジャンクション
	幸地	1.6
西原	1.6	3.2

」に改める。

別添５を次のとおり改める。

一般国道10号線（椎田道路）のうち、

「

		椎田	椎田南
	築城	5.1	6.8
みやこ豊津	2.2	7.3	9.0

」を「

		椎田	椎田南
	築城	4.9	6.6
みやこ豊津	2.3	7.2	8.9

」に改める。

一般国道10号（宇佐別府道路）東九州自動車道と接続する日の前日までのうち、

「

	院内
宇佐	4.6

」を「

	院内
宇佐	—

」に改める。

一般国道10号（宇佐別府道路）東九州自動車道と接続する日からのうち、

「

	院内
宇佐	3.1

」を「

	院内
宇佐	—

」に改める。

一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））のうち

「

	終点
いよ小松北	1.0

」を「

	終点
いよ小松北	—

」に改める。

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第６項の規定に基づき、平成25年８月から平成26年７月までの間における本人確認情報の提供状況を次のとおり公示します。

平成26年８月29日　　地方公共団体情報システム機構　理事長　西尾　　勝

提供先	事務	提供年月	提供件数	提供方法
総務省	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務	平成25年８月	5,537	即時提供
		９月	5,478	即時提供
		９月	619,710	磁気媒体
	執行官法の一部を改正する法律附則第３条第１項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法附則第13条の規定による年金である給付の支給に関する事務	10月	6,361	即時提供
		11月	5,792	即時提供
		11月	607,095	磁気媒体
		12月	5,877	即時提供
	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第２条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	平成26年１月	8,342	即時提供
		２月	6,374	即時提供
		３月	6,014	即時提供
		３月	584,098	磁気媒体
		４月	5,793	即時提供
		５月	5,944	即時提供
		６月	6,696	即時提供
		６月	564,016	磁気媒体
		７月	5,256	即時提供